

IV 児童相談所 事業報告 (令和4年度)

- 1 研修会
- 2 里親促進事業
- 3 不登校やひきこもり児童の支援事業
- 4 パARENTトレーニング事業
- 5 被虐待児心の回復支援事業（セカンドステッププログラムの実施）
- 6 24時間子ども相談ホットライン事業・Eメール相談事業
- 7 親子のための相談LINE
- 8 少年の健全育成活動
- 9 社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会

1 研修会

子ども総合センターでは、児童福祉の専門機関として、関係機関の職員をはじめ児童福祉に携わる様々な職種の方々を対象に、多様な研修会を開催している。

令和4年度に実施した研修会は次のとおりである。

(1) 法律研修会 (H9年度～)

【主 旨】

児童福祉、特に虐待対応においては、子どもの身体・生命の安全と、親の親権が激しくぶつかり合うため、法的根拠に基づく適正な手続きが必要となる。そのため、関係機関職員等に対し、児童福祉関連法、民法をテーマとした、福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会所属の弁護士による法律研修を行い、法律知識及び資質向上を図る。

【内 容】

年 月 日	内 容	講 師	対 象
毎月1回	児童福祉、特に虐待対応に必要となる法律問題（児童虐待防止法、児童福祉法、民法、刑法、行政法等）をテーマとし、研修会を開催する。	弁 護 士	子ども総合センター職員 関係機関職員

(2) 北養協・子ども総合センター合同研修会 (H15年度～)

年 月 日	内 容	対 象
R 4.1 1.7	児童養護施設等と子ども総合センター職員と合同で実施。 ・措置児童への対応等についての事例発表 ・グループ討議 等	児童養護施設及び 子ども総合センター職員等

(3) 里親研修

年 月 日	内 容	講 師	対 象
年2回（講義2日） 夏：R 4.8. 1及びR 4.8.3 1 冬：R 5.1.1 3及びR 5.2.2 7 （R 3年度延期分をR 4.5.2 0 に実施） ※別途3日間の実習を個別に受講	新規養育里親研修 （講義及び施設等実習）	子ども総合センター 職員他	新規養育里親 希望者
R 5. 2.2 4	養育里親更新研修 （講義及び一部実習）	子ども総合センター 職員他	養育里親 更新対象者
R 4.1 1.2 8 1 1.2 9	専門里親更新研修 （講義及び演習）	子ども総合センター 職員他	専門里親 更新対象者

2 里親促進事業

(1) 北九州市里親養育相互援助事業委託

昭和53年に発足した「北九州市里親会」（愛称：ひまわり会）に対し、里親同士の交流や、里親の養育能力の向上、里親と委託児童の交流等を目的とした事業を委託。

令和5年3月31日現在会員数55世帯。

① 里親サロン（茶話会等）

・実施日：令和4年5月11日（木）、6月8日（水）、7月13日（水）、8月10日（水）、9月14日（水）、11月9日（水）、令和5年1月11日（水）、2月8日（水）

② スキルアップ講座（子育て講座、スマホ講座、不登校講座等）

・実施日：令和4年5月31日（火）、6月28日（火）、7月28日（木）、8月30日（火）、10月5日（水）、令和5年3月1日（水）

③ 親子レクリエーション（イベント）

・夏のイベント（デイキャンプ） ・実施日：令和4年8月20日（土） ・場所：山田緑地
・冬のイベント（クリスマス会・新春交流会）は新型コロナウイルス感染拡大等により中止

(2) 一日里親の会事業補助金

児童養護施設に入所している児童に、家庭生活を体験させることにより、児童の社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進することを目的とした団体「北九州市一日里親の会」へ補助金を交付。団体は昭和29年に双葉学園で「手をつなぐ一日里親の会」として始まり、昭和45年に市内6施設の児童養護施設を対象に発足した「北九州市一日里親の会」に引き継がれて発展した。

令和5年3月31日現在会員数166世帯442名。

① 研修会

一日里親としての必要な知識、技術の習得による資質の向上を目的に実施。

- ・実施日 令和4年9月3日（土）
- ・内容 第67回九州地区里親研修会 佐賀県大会
- ・実施日 令和4年11月29日（火）
- ・内容 児童虐待問題市民講座

② 旅立ちを祝う会

- ・実施日 令和5年2月9日（木）
- ・場所 ホテルクラウンパレス小倉
- ・内容 読売光と愛の事業団からの寄付により記念品（腕時計）贈呈
北九州市印章業組合連合会からの記念品（印章）贈呈
- ・参加者 卒園生（22名）、一日里親・施設職員等

3 不登校やひきこもり児童の支援事業

【不登校への理解を深める講座・不登校の悩みを語り合う保護者の集い】

(1) 目的

- ・ 不登校児童生徒の心情に寄り添う支援の在り方や家庭での接し方などについて、具体的な事例を基に考える。
- ・ 不登校の子どもをもつ保護者が集まり、お互いの悩みや不安を共有しながらファシリテーターの助言を交えて、子どもとどのように向き合うかを考え合う。

(2) 対象

北九州市在住の不登校及びひきこもりの子どもをもつ保護者

(3) 実施回数

令和4年度は3回実施（各学期に1回ずつ）。

【陶芸教室】（H3年度～）

(1) 目的

少集団での制作活動を通じて、対人関係の向上を図ると共に、児童生徒の精神安定・ストレスの解消を目的とする。

(2) 対象

- ア 何らかの理由で、不登校やひきこもり状態にある児童
- イ 集団不適應の状態にあり、この事業で効果が期待できる児童

(3) 実施回数

2か月に1回（7月を除く奇数月）開催。

4 ペアレントトレーニング事業

(H16年度～)

【主 旨】

現在、虐待をしている保護者、虐待の再発の可能性のある保護者及び子どもの養育に不安を感じている保護者などを対象に、カウンセリング、心理教育、集団療法等の技法を用いて、養育不安の軽減、心理アセスメント、自身の養育態度のふり返りや養育技術の習得等を図る。

【概要と実施状況】

○ 家族再統合コース

児童養護施設等の施設に入所している児童と保護者、及び在宅の児童と保護者との親子関係の再構築を図るため、個別援助プログラムを、原則として6回を月1～2回のペースで実施する。

令和4年度参加件数：6件

○ 養育不安コース

発達障害またはその疑いのある就学前の児童等とその保護者を対象とし、養育不安の軽減や虐待予防を図るとともに、保護者同士が共感し、互いに支えあう場を提供することを目的に週1回全8回のグループワークを実施する。

令和4年度参加件数：8件

5 被虐待児心の回復支援事業（セカンドステップ プログラムの実施）

（H28年度～）

【主 旨】

虐待を受けるなど、適切な養育を受けてこられなかった児童は、その影響により、情緒、社会性の発達が未熟なため、衝動性のコントロールが困難で、暴力等の加害行為を行ってしまう例も見られる。

被虐待児童など、心のケアや発達支援が求められる児童に対する支援の一環として、「セカンドステップ プログラム」を実施し、社会性と情動の能力、自己調整スキルを伸ばすことにより、社会性を育み、怒りや衝動性のコントロールを可能とし、暴力によらない問題解決のための対処スキルを身につける一助とする。

【概要と実施状況】

平成28年8月から事業を開始した。

○ 一時保護中の児童に対するプログラム

当初、小学生のみを対象にプログラムを開始したが、令和元年11月から、対象児童を拡大し、中学生及び高校生に対してもプログラムを開始した。

セカンドステップ研修会を受講した児童心理司と一時保護所職員が共同して実施している。

・小学生（毎週1回45分程度の実施）

令和4年度実施回数：38回 参加児童数（延べ）：81人

・中学生（男子、女子グループに分け、それぞれ2週に1回45分程度の実施）

令和4年度実施回数：27回 参加児童数（延べ）：80人

6 24時間子ども相談ホットライン事業・Eメール相談

【 24時間子ども相談ホットライン事業 】 (H14年度～)

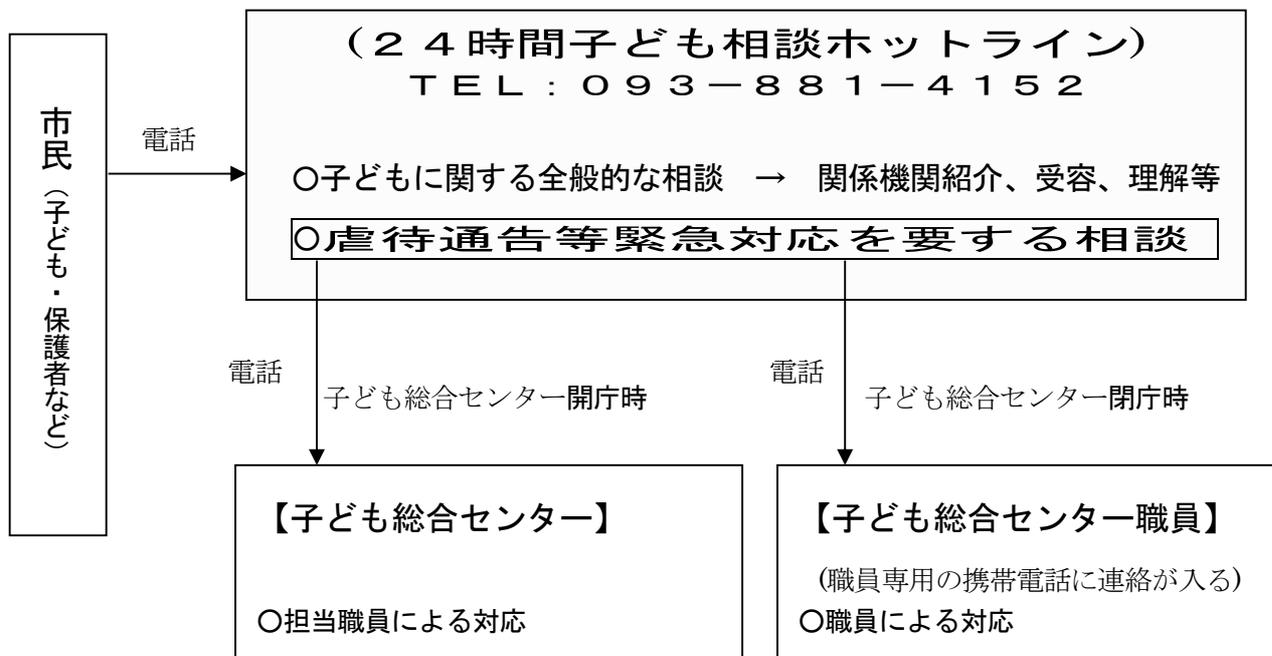
(1) 主 旨

学校や友達等のことで悩む子どもからの相談のほか、子育てに悩む親からの相談、虐待に関する通報等を、専門の電話相談員が24時間電話で応じる。また、子ども総合センター閉庁時における児童虐待緊急相談に対応することで、早期発見及び早期対応を図る。

(2) 実施方法

市民からの育児、虐待、いじめ、不登校など子どもに関する様々な電話相談を相談員（サポーター）が24時間体制で受け付ける。

(3) 概 略



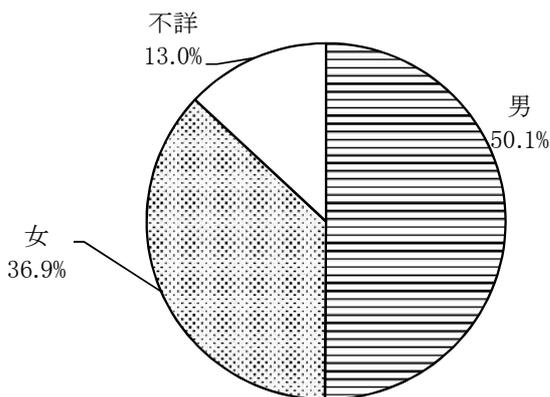
(4) 広 報

- サポートカードの配布
「24時間子ども相談ホットライン」の電話番号等を記載したカードを子どもや保護者に配布
 - ・ 配布枚数：高校生・保護者用（約17万枚）、小・中学生用（約8万8,000枚）
 - ・ 配布先：市内の保育施設、幼稚園や学校、各関係機関等

(5) 統計

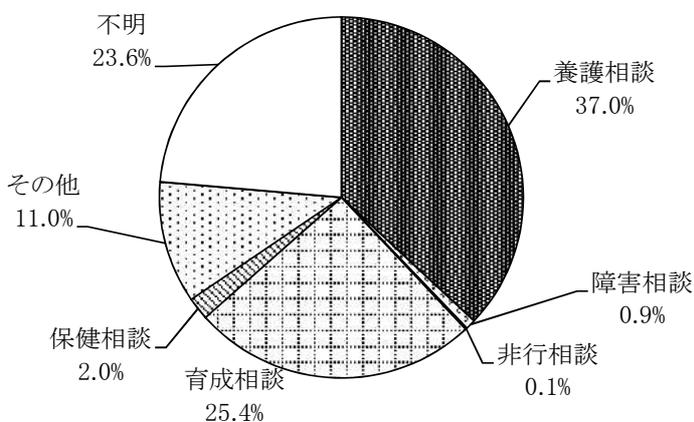
ア 男女別件数

性別	件数	%
男	2,054	50.1%
女	1,511	36.9%
不詳	534	13.0%
合計	4,099	100%



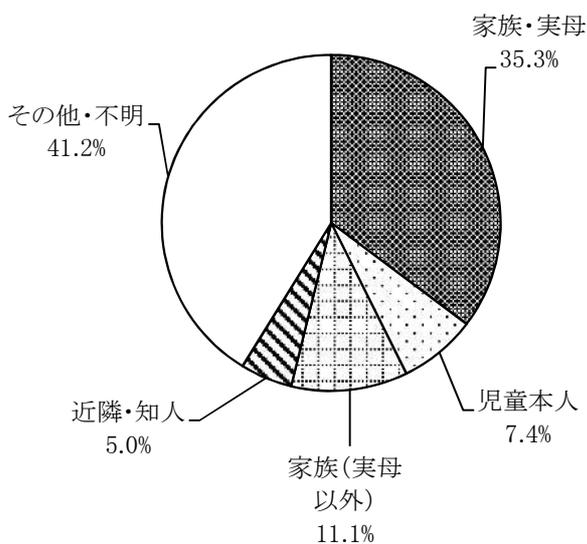
イ 相談種別件数

区分	件数	%
養護相談	1,516	37.0%
虐待(内数)	338	8.2%
障害相談	37	0.9%
非行相談	6	0.1%
育成相談	1,041	25.4%
不登校(内数)	94	2.3%
保健相談	83	2.0%
その他	448	11.0%
不明(いたづら等)	968	23.6%
合計	4,099	100%
いじめ(再掲)	11	

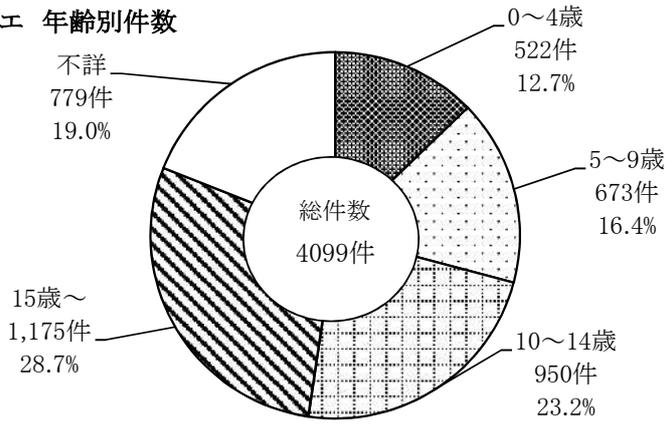


ウ 相談経路別件数

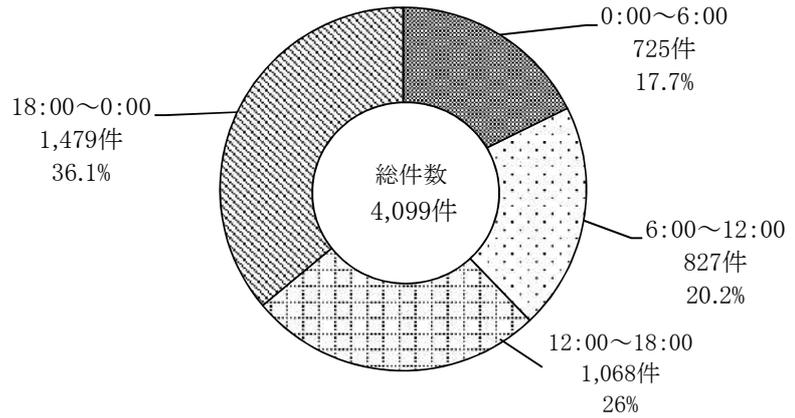
経路	件数	%	
家族・実母	1,446	35.3%	
児童本人(353)	未就学	0	0.0%
	小学生	62	1.5%
	中学生	103	2.5%
	高校生	121	3.0%
	学籍なし	18	0.4%
家族(実母以外)	455	11.1%	
近隣・知人	204	5.0%	
その他・不明	1,690	41.2%	
合計	4,099	100.0%	



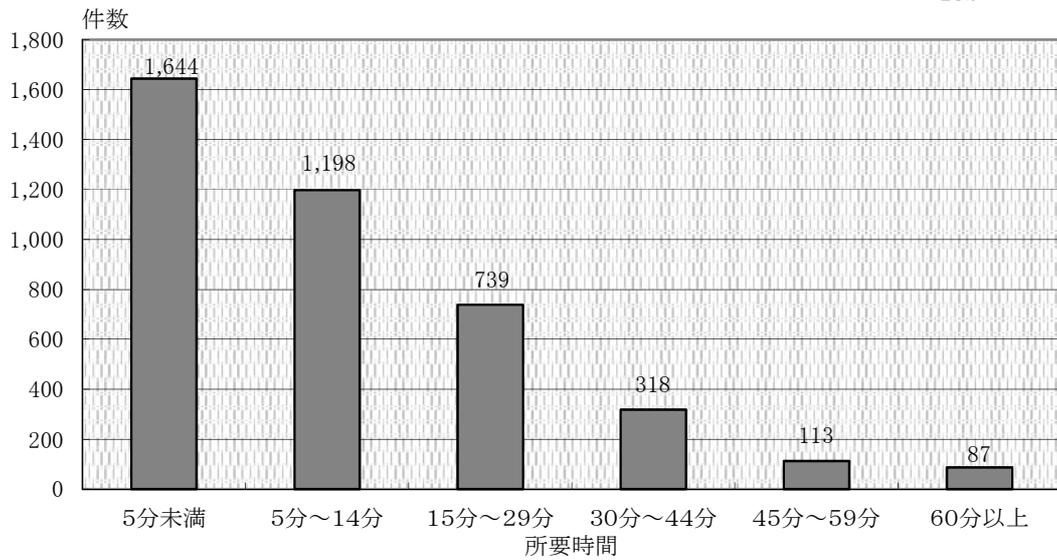
エ 年齢別件数



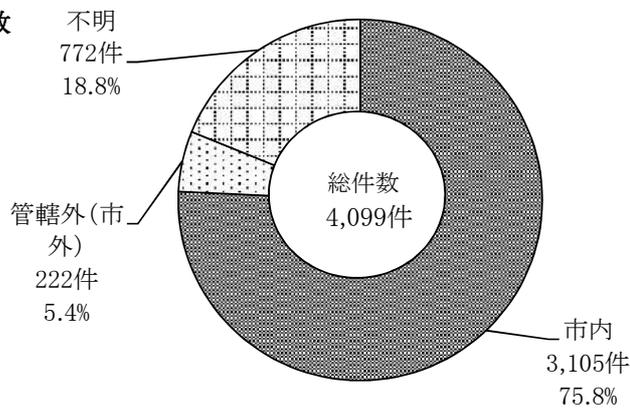
オ 時間帯別件数



カ 所要時間別件数



キ 相談地域別件数



【 Eメール相談 】 (H13年度～)

(1) 主 旨

電話では相談しづらい不安や悩み、疑問などをEメールで受け、相談内容に応じて適宜アドバイスや適切な関係機関を紹介するなど、相談者の気持ちに立って、不安や悩みの軽減、疑問の解消に努める。

(2) 内 容

児童本人、保護者に限らず(匿名でも可)、子どもに関わる様々な相談をEメールで受け、Eメールで返す。(平成14年1月より、携帯電話からのEメール相談も受けている。)

(3) 実 績

令和4年度の相談実績は計145件で前年度212件と比べ約31.6%減少した。

相談内容は、児童本人からは「親子関係」、「学校生活」等、保護者等からは「育児・しつけ」「相談機関」、「虐待」についての相談が多い。

7 親子のための相談LINE

(R4年度～)

(1) 主 旨

より気軽に利用しやすい窓口として電話相談やEメール相談とあわせて親子のための相談LINE事業を実施する。

利用者の多いSNSであるLINEを活用し、不安や悩み、疑問を受け付け、相談内容に応じて適宜アドバイスや適切な関係機関を紹介するなど、相談者の気持ちに立って、不安や悩みの軽減、疑問の解消に努める。

(2) 内 容

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者自身がより相談しやすい環境を整えることが重要であるため、全国どの地域においても、子どもや家庭からSNS相談ができるシステム（親子のための相談LINE）を国が構築した。

令和4年11月28日から、本市においてもSNS相談が可能となるよう事業を開始。令和5年度からは、福岡県、福岡市と共同で事業を実施している。

年末年始を除く毎日10時から20時まで受付。

(3) 実 績

相談件数81件（R4.11.28～R5.3.31）

ワンオペ育児など「子育ての大変さを誰かに聞いて欲しかった」という「その他相談」が30件。「つい子どもを叩いてしまった」や「親から虐待されている」といった「児童虐待」の相談が19件あった。

なお、児童虐待が疑われる相談については、子ども総合センターが引き継いで対応している。

8 少年の健全育成活動

少年の健全育成に向けた活動を行う。

(1) 非行相談連絡会議（毎月1回開催 ※8月を除く）

定期的に「非行相談連絡会議」の開催し、関係機関との連携、協力を図っている。

（構成機関） 福岡県警、北九州市教育委員会、福岡県少年鑑別所、福岡保護観察所、など

(2) 啓発活動（少年非行防止ポスター展）

市内の中学生から少年非行防止ポスターを募集し、11月にウェルとばたで少年非行防止ポスター展を開催している。この中の最優秀作品2点をポスターにし、市内の学校や関係機関等に配布している。

(3) 街頭補導

少年非行防止対策においては、問題行動を早期に発見し補導することが、最も効果のある方法であると考えられる。

少年の集まりやすい盛り場、駅、ゲームセンター、スーパー等を原則として少年補導指導員、少年相談員の2人が1組になり、定期的に巡回し補導を行い、「声かけ」を重点的に行っている。

（令和4年度 街頭補導実施状況）

実施状況	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	計
補導回数	5	19	8	15	18	10	6	81
声 か け(人)	18	54	20	40	50	24	11	217

(4) 環境浄化活動

有害な社会環境の影響を受け、非行に走る青少年が多い現実をふまえて、青少年を有害環境から守るための環境浄化活動に取り組んでいる。

福岡県知事から県下一斉立入調査の依頼を受け、「書店」「コンビニエンスストア」「刃物取扱店」「レンタルビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ」等への立入調査を行っている。

（令和4年度 立入調査実施状況）

実施対象	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	計
図 書店・古書店	6	0	3	0	0	2	2	13
	37	0	37	34	22	32	29	191
書 コンビニエンスストア								
刃物・有害玩具取扱店	0	0	0	0	0	0	0	0
ビデオ販売・レンタル店	2	0	1	0	2	2	2	9
カラオケボックス	2	0	4	0	1	3	0	10
自販機・インターネットカフェ・携帯電話事業者・その他等	7	0	18	9	7	9	7	57
計	54	0	63	43	32	48	40	280

9 社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会

- 【設置根拠】 社会福祉法第7条により定められた「北九州市社会福祉審議会運営規程」第6条第2項
- 【設置年月日】 平成10年5月20日
- 【諮問事項】 ①児童若しくはその保護者の意向が児童相談所長の措置と一致しないとき
②措置決定又は措置決定後の処遇について、法律や医療の観点から専門的意見が必要と思われるとき
③その他、児童相談所長が必要と認めるとき
- 【委員】 医師、弁護士、学識経験者、主任児童委員の4名
- 【開催回数】 12回